

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)及び同条例施行規則(案)に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. パブリックコメント実施状況

- (1) 募集期間
- 平成31年1月4日（金）～平成31年2月8日（金）
- (2) 提出者数
- 33名
- (3) 提出意見数
- 159件
- (4) 提出方法の内訳
- メール

: 24名

郵送

: 0名

ファクシミリ

: 9名

直接提出

: 0名

2. 提出意見等の概要と町の考え方

No.	区分	意見等の概要	町の考え方
1	第1条（目的）について	太陽光発電所建設にあたり自然景観と調和を取っていくことは十分可能なことだと考えております。豊かな自然を身近に感じられる場所として那須の地に足を運ばれる方々にも満足いただき、太陽光発電事業者にも一定の配慮をした条例案でなければならないと思います。景観に関する見方は十人十色主観的なものと考えますが、今回の条例案では調和とは詠いつつも基本的に太陽光発電所は規模の大小を問わず自然景観を阻害するものとしての一方的な位置づけがされているように思われます。FIT法による再生可能エネルギーの中でも、とりわけ太陽光発電所のみが標的になっているようで納得がいきません。さらに景観を問題視するのであれば那須のあちこちに散在する土地ブーム以降のいわゆる別荘廃屋問題への対応の方が急がれると思われ、早急に対策を進めるべきだと思います。	本条例案は、自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定め、本町の美しい自然環境等の維持、保全と安全安心な生活環境の保全に寄与することが目的であるため、次のように修正します。 「この条例は、自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本町の美しい自然環境、魅力ある景観を維持するとともに、安全安心な生活環境の保全に寄与することを目的とする。」 【修正あり】
2		自然環境・生活環境を保全するため太陽光発電事業を規制するためとはつきり書くべきである。	

3	この条例は、本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安心安全な生活環境の保全 と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、 豊かな地域社会の維持に寄与することを目的とする。 と、ありますが、最終的な目的は「観光都市那須町の豊かな自然を次世代に継承し維持すること」と思います。日本を代表するとも言える観光地である那須町のオリジナルの条例設定を求めます。他の日本全国の観光地を有する地域が「那須町の条例に準拠」と言わしめるぐらいの先進的かつ効果的な条例、つまり新スタンダードになり得る条例を作ることこそ、観光都市那須の使命と考えます。単に、近隣の市町村の条例の「焼き直し」や、「右にならえ」的な発想ではなく、観光都市の成り立ちを体系的に考慮した、それを維持継続することをコンセプトにしたものを希望します。条例案にある「豊かな地域社会」は単に経済的な豊かさではなく、雄大な自然とそこに育まれる人々の心身までに及ぶものと考えます。他の市町村の住民・行政担当者が憧れる条例に昇華していただきたいと思います。それができるのはこのタイミングです。30年後太陽光発電所が撤去された後の景観を想像しての条例を考えるべきだと思います。
4	条例の目的は、自然環境・景観の維持と住民の生活環境の保全であるべきであり、第1条は次のように改定願いたい。「この条例は、自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む）との調和を図るために必要な事項を定め、美しい自然環境及び魅力ある景観を維持するとともに、町民の安全安心な生活環境の保全に寄与することを目的とする。」
5	「事業との調和を図るために」の調和に違和感がある。次のようにした方がよい。 この条例は…生活環境の保全のために、太陽光発電設備を設置する事業に対し、必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の維持に寄与することを目的とする。
6	「太陽光発電との調和を図る」という言い方ではなく、「目的とする。」の次に「太陽光発電設備の設置・運営は地域の自然環境を保全し、地域に住む生物種の生存を守って計画しなければならない。」を付け加える。（環境保全条項）

7	那須の条例は第11条に示されるように町長の許可権限が盛り込まれています。許可権限を入れることにより、乱開発ともいえる、町民にとって有害となることが懸念される太陽光発電施設設置に対して町が「不許可もありうる」との意思表示であり、設置の抑制を可能にする有効な項目です。しかしどんな場合に許可しないのか、例えば、保全されるべき那須の美しい自然や歴史的環境、安全な生活環境等、これらが守られない懸念があるから不許可にするのであろうから、守るべきもの、そのところが明記されていることが必要です。しかし那須町のこの（目的）の項では、足利や日光市のようなはっきりとした文言が入っていません。例えば足利市、日光市などの条例では条文としてしっかりと、守るべきもの、価値観が明記されています。足利市では（目的）の項で「自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定め、自然環境、景観を維持する、市民の生活環境の保全に寄与する」としています。「調和」を図り、「保全する」のです。ところが那須町の条例の冒頭、（目的）では「本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図るため」とされています。「保全」と「太陽光発電設備を設置する事業」との「調和を図る」となっています。「調和を図る」ことが目的だとも読めます。環境保全、生活保全はしたいが、一方では調和しなくてはならない、乱開発、住民に支障がある開発計画だと懸念が生じても、それと調和し、それを許す、と取られてしまうのではありませんか。なぜ目的の項で足利や日光市のようにはっきりとした文言を入れないのですか。例えば「自然環境、景観を維持する、市民の生活環境の保全に寄与する」と述語でしっかり宣言することが必要なのではないですか。そうしてこそ守るべき自然や景観、安全安心な生活環境といったものが壊される場合が生じたとき、「町長が不許可にすることもできる」との許可権限が盛り込まれていることが生きるものであり、効力を発揮して抑制効果を生むと考えますがどうですか。
8	太陽光発電の設置が前提となっているように感じます。これを以下のようにしたら如何でしょう 「この条例は、本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安心安全な生活環境保全のため太陽光発電を設置する事業について定める」
9	自然環境と住民の安心安全な生活環境の維持、保全を図ることを条例の目的の優先すべき内容であり、調和が目的ではない。これでは何処にでも施設を作れる余地を与える。条例の名称自体に異論あり。

10	・第1条を前文として独立させることを提案します 本条例（案）を一読して、まず感じたことは、第1条の記載内容の物足りなさです。いまなぜ条例の制定が必要なのか、本町に暮らす住民にとって、生活者にとって、真に大切な価値とはなんなのか、条例の理念を明らかにする必要があります。目下、本町では、町外事業者による御用邸付近へのメガソーラー敷設計画によって、地元住民や議会が混乱し揺れています。今後同様の事態を招かないためにも、この条例によって、住民への道筋を示すべきです。太陽光発電設備事業に係る条例は、既に全国の自治体において制定されていますが、いずれも規則、細則の域を出るものではありません。本町は御用邸を擁する数少ない自治体なのですから、他の自治体と横並びの条例を作る必要はなく、自信と自負を以て、後続の自治体の模範となるような理念と哲学を掲げ、条例制定にあたるべきです。具体的には、第1条に記載されている「本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安心安全な生活環境の保全」等の文言を昇華させ、前文として独立させてはいかがでしょうか。前文にて「御用邸を擁する町の美しい自然環境を守る」という理念をより明確に打ち出し、その目的を達するために住民と行政が一体となるという決意を示すべきです。日本国憲法においても、「前文」にて国家としての理想と目的を明記し、第1条にて“天皇”が日本国民総意に基づく「象徴」であることを定めています。本町もこの条例にて、「御用邸」を擁する町としての意義と責務を自ら宣言するべきです。本町住民や出身者が未来永劫に渡って「御用邸を擁する町の美しい自然環境」を誇りに持つことの出来るよう、善処をお願い申し上げます。
11	この条例は「～生活環境の保全と太陽光発電設備～」とあるが、とを入れたことで等価になって住民生活を守ることにはならない。生活環境を守り、太陽光発電設備は条例を尊重し、豊かな地域社会の維持に寄与することにある。栃木県の他市（日光、足利、栃木、鹿沼各市）では、栃木県のスタンダード条例を参考としている。那須町は事業者よりで不要な修正がされている。削除された規定を復活させること。足利市「～安心安全な生活環境は市民の長年にわたる努力により形成されてきた～市民共通の財産」が那須は削除。
12	「本町の美しい自然環境、魅力ある景観～略～太陽光発電設備置事業との調和を図るため必要な事項を定めることにより、<u>豊かな地域社会の維持に寄与する</u>」とあり、自然環境と景観の維持が目的でなく手段になっている。また、「豊かな地域社会」は結果としてもたらされる効果であり、本条例の目的とするには広すぎて漠然としている。なお、「豊かな社会」はそこに向かって発展させるものであり、豊かを前提とした「維持」は不適当ではないか。本条例制定の趣旨に鑑み、下線部分を以て修正すべきである。 ⇒本町の豊かで美しい自然環境等の維持及び保全に寄与することを目的とする。 なお、太陽光発電設備に関する条例を制定済みの県内他市では、自然環境若しくは景観維持を目的の一部としている。また、伊東市は同文だが続く2条理念で景観保全を謳っている。

13		太陽光発電設備設置に際して、（発電パネルの製作時において発生するCO2量、設置場所の整備に際して発生するCO2量、原状回復時に発生しうる発生するCO2量、伐採される樹木により吸収されうるCO2量）を計算し、設置に伴ない見込まれる発電量を、他の天然ガス使用火力発電等を用いて発電したときの発生するCO2量との比較を行ない、太陽光発電設備設置により発生するCO2量が有意に減少しないのであれば、敢えて設置せず他の発電法に従った方が環境全体に及ぼす影響は、明らかに低い。この観点を何故採用しないのか、ここに最大の問題がある。従って、「環境に多大な影響を与えるとされる二酸化炭素発生量を、全体として減少させ得る限りにおいて、」を挿入すべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
14	第2条第7号、第8号（定義）について	近隣住民の定義が敷地境界から50mとあるがその根拠は何か？国立公園では100mを規制区域としているではないか？また近隣住民だけでなく実際利害を受けるのはもっとあるはずである。例えば那須岳の眺望を営業目的にしている旅館業はなんと考えるのか？安易に制約を狭めるべきでない。	建築基準法第48条の運用における利害関係者の範囲を根拠としております。また、「これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者」としておりますので、開発のケースに応じて対応できると考えておりますが、自然公園法第2種特別地域である県道那須高原線における影響範囲が、センターラインから100mであることを準用し、説明を要する範囲を100mといたします。なお、この範囲内にある自治会等には、説明することになっておりますので、セーフティネットは働いていると考えております。 【修正あり】
15		近隣住民とは那須町住民だけでなく住民票はなくとも土地家屋の税金を支払っている別荘の住民も含まれると理解しているがそれではよいか。但し50メートルは如何にも短すぎる。上記事案でも那須街道・ロイヤルバレーのエピナールロからは約500メートル、2方面の守子の郷口からは約1キロであるが500メートル位の範囲で非常に関心が深かった。一步譲ったとしても300メートル位にはすべきと思う。と言うのは50メートル位では人家が疎らな森林等が多い場所では自然環境と景観を守るという第一条の主旨に合わなくなる。	
16		事業区域の周囲50mの余裕を確保した土地を所有していれば「近隣住民」は存在しないことになるのではないか？	
17		「これらの者と同程度の生活環境上の影響」の定義はどこに書かれているか？	
18		近隣住民の定義が50m以内の区域に・・・とありますが、那須町では家と家の間隔が広く、都会の感覚ではありません。景観などの影響を受けるの近隣というのは100mよりもっと距離を長くするべきだと思います。	
19		県の指導指針では＜近隣住民＞という言葉は使われておらず＜地元関係者＞となっているのでこちらに変更願えれば50メートルの指定は必要がなくなる。	
20		住民生活への影響は、反射光、土砂流失にとどまらず、新しい設備なので何が起こるか不明なところがあり、住民と合意が不可欠である。事業地域から50メートルを近隣住民としているが、これではほとんど住民自体が居住していない可能性がある。公告物条例では公道から500メートルを制限している。少なくともそれくらいの幅が必要である。 第2条（7）近隣住民 事業区域の協会から500メートル以内の区域に土地または建物を所有する・・・以下同文。とすべき。	

21	(7) 近隣住民これを地域住民として「事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地を所有または当該土地上に建物を所有し若しくは居住するもの、および設置事業によりこれらのものと同程度の生活環境上の影響を受けると認められるものをいう」那須の観光事業は重要です。メガソーラ設置による影響をうける範囲は広く関係する人たちへ周知すること、意見を聴くことは欠かせません。
22	事業区域の境界から50メートル以内の区域とあるが、この定義の再考を頂きたい。「50メートル」根拠＝建築基準法第48条「利害関係者の範囲」からの引用とあるが、太陽光発電所の場合、特にメガソーラーにおいては事業地が山林、原野であることもある。50メートルでは対象者が皆無になるのは容易に想像できること。地域の実情及び事業規模に応じ近隣の定義範囲は広げるべき。例えばメガソーラーの場合、調整池の設置に伴うが、水の放流先の河川流域・下流域の住民にとっても関係ある事業となる。台風や集中豪雨の際、調整池が氾濫・決壊した場合に被害を受ける可能性があるからである。利害関係者の範囲は広範囲になると思われる。20年前に那須の大水害を経験した町としては容易に想像できることである。
23	「事業計画地から50m以内の近隣住民等」とあるが、50mの範囲では狭すぎるし、人が全く住んでいないことも考えられるので、計画地から最低でも100m以内とした方がよい。また、50m以上離れていても50m以内の区域と同程度の影響を受けることもあるので、距離のみで範囲を限定しない方がよい。
24	近隣自治会の範囲が「事業区域境界から50メートル以内の区域及び同程度の影響を受けるものが居住する区域を含む自治会～」が削除され範囲が限られている。
25	第2条8の該当自治会と団体の距離も7の近隣住民の場合と同等にすべき。
26	… 団体で、(次のように追加、訂正願いたい)「事業区域境界から500メートル以内の区域を含む自治会及びこれらのものと同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域の自治会等をいう。」500メートルの根拠是那須町景観条例の重点地区から引用した。
27	「事業区域の域外から50メートル以内の区域を含む自治会」の規定は面積が広く、人口の少ない那須町の実情にそぐわない。少なくとも「250メートル以内」とする必要があると思う。那須町の実情に合った合理性のある距離を再検討してもらいたい。

28		栃木県の太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針（平成30年2月）では、「地元関係者への説明については～略～隣接する土地所有者の理解を得れば十分な場合もあれば、メガソーラーのように近隣の複数地区の住民まで説明しなければならない場合等、ケースバイケースの対応が必要（P13）」とある。この趣旨に沿えば50メートル以内の自治会に限定するのは適当でない。眺望景観、土砂災害等のリスク、観光産業に対する影響等、影響範囲は広い。 ⇒栃木県指導指針に沿い、県内他市条例にあるよう、「<u>地方自治法～略～、事業区域から50メートル以内の区域を含む自治会等をいう</u>」の下線部の後に「及びその区域に居住するものと同程度の生活環境上の影響を受けられるものが序住する区域を含む自治会」を挿入する。	
29		「別荘」を含めるのであればタイトルは「該当自治会等」にし、同施行規則第2条2項を削除、以下に修正すべきではないか。 ⇒「地方自治法～略～50メートル以内の区域を含む自治会及び別荘分譲地を管理する者又は別荘所有者で形成される団体をいう」	
30	第4条（町民の責務）について	「住民の責務」を設けていない自治体もある。町には固定資産税が入るかも知れないが、環境悪化を忍ばねばならない住民が「協力するよう」努めなければならない理由はないので、削除。「住民は地域の環境保全に努めなければならない」という「責務」であればあってもよい。	町民の責務については、削除いたします。 【修正あり】
31		町と設置業者が責務を果たさなければ町民の責務もあり得ない。「町が必要な措置を講じ、設置業者が責務を果たした場合、町民も協力しなければならない」とするべき。	
32		ここで、なぜ「町の施策」が特別に入るのでしょうか、町の責務とのバランスがとれていないと感じます。	
33	第5条（土地所有者等の責務）について	環境・景観を損なった場合は回復し、災害・生活被害が発生した場合は保障する義務を負う、とすべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。 【修正なし】
34		2条－5で、「土地所有者等」とは、「所有者、占有者または管理者」とあるが、実際の責任者は誰かを明記すべき。地崩れなどが起きたとき、復興作業を担うのは地主なのか事業者なのか、もめることがないように定めるべきである。「管理しなければならない。」の次に、「万一、災害等で被害が発生した場合、原状復帰等の責任を負う者をあらかじめ定め、町に届け出なければならない」を付け加える。	
35		「生活環境への被害等が発生することがないよう事業区域を適正に管理」とあるが、たいていは被害が発生してから管理のずさんさが露呈するのが現実である。責務は具体的に「0.1ヘクタール以上の森林を伐採する場合は町への届出義務と伐採による自然環境・景観等への影響・保護の審査を受ける」とするべき。	

36	第5条（土地所有者等の責務）、第6条（設置事業者の責務）について	土地所有者の責務 及び設置事業者の責務にはそれぞれ「事業中止、終了後は原状回復の措置を講じなければならない」との項目を付け加えて頂きたい。	条例案第25条に明記しておりますので、改めて記載はいたしません。 なお、条例案第25条第2項中、「発電事業者又は土地所有者等」を「発電事業者及び土地所有者等」に修正いたします。 【修正なし】
37		「土地所有者等の責務」について事業完了後の責務については、後の第25条と合わせ、ここでも入れた方がよいと思います「発電事業が終了した時は速やかに、原状回復の措置を講じなければならない」と入れましょう。同様に設置事業者についても原状回復義務を入れましょう。	
38	第6条（設置事業者の責務）について	良好な関係とは非常に曖昧であり、近隣より問題等の指摘を受けていない等の文書を定期的に提出させるべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
39		第6条 設置事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに 近隣住民及び該当自治会(以下「近隣住民等」という。)との良好な関係を保たなければならない。(抑制区域)に加えて、生活環境への被害等が発生した場合は賠償責任を負う、ことを付け加えるべきです。	
40		「十分配慮」では「配慮したけど足りなかった」ということが出て来るので修正。「発生することのないよう努める。万一、被害が発生したときは直ちに回復・復興措置をとるものとする。」	
41		…「被害が発生しないように十分配慮」ではあくまで努力義務のような印象しかない。第5条と同様に「0.1ヘクタール以上の森林を伐採する場合は町への届出義務と伐採による自然環境・景観等への影響・保護の審査を受ける」とすべき。	
42	第7条（抑制区域）について	4 項目にわたり列記されているが条文の根拠となるものが示されていない。例えば (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源と認められる区域は抑制杭域とされるが「どういうものが豊かな自然環境で何ができると何があると自然環境が保たれないのか又、貴重な資源として認められる区域を町はどのようにして把握するのか」明確でない点が多すぎる。町長の気分で運用されては困る。これは単なる文学的表現に過ぎない。それに関連して環境アセスメントのような形式をとり計画評価の中立性を担保するよう要望する。このままでは税収の欲しい町はなんでも許可してしまい結果として荒廃した街を作ってしまうことを大変危惧する。	規則別表第1の区域を指しております。 【修正なし】

43	抑制区域の細かな区分けではなく、那須高原全域は「事業禁止区域」に指定する。といった思い切った条例を作っていただきたい。住宅地や地域の景観を形成するエリアを「事業禁止区域」に指定する条例を策定し始めた市もいくつか出始めている。ロイヤルリゾート・観光を主幹産業とする那須町でも思い切った条例を設けるべきである。主要道路や観光スポットから「見えなければよい」ではない。奥まった地域には住宅が点在するわけで住環境を脅かす。「メガソーラーのある所に別荘など建てない、避ける、住みたくない」という声は至極当然。移住・定住促進政策を町が進める為にも必要な条件かと考える。	太陽光発電設備の設置を禁止する法律が無いことから、本条例において、禁止区域の指定は行っておりません。
44	那須町の最大の財産を守り活かすということが私たちの大切な課題と認識し、那須町のシンボルとなっている御用邸のイメージを損なうことのないように考えねばなりません。そのため条例では無機質で自然環境と調和しないソーラーパネルの設置を禁止または実際には設置不可能な特別に抑制する地域を定めることが重要です。また那須の地形から考え標高の高い地域での設置は過っての大災害を引き起す可能性大です。山の上の増水が中小河川の氾濫となり大災害につながったことは、まだ記憶に新しいところです。あのような大災害は2度と起こしてはなりません。最近の各地で起こる異常降雨はその危険を予知させます。要は事業用地の選定です。 上記を踏まえ条例の抑制区域を禁止区域、特別抑制区域、抑制区域と区分し、禁止区域での事業を認めない。特別抑制区域では実際に事業が出来ないように規定しましょう。 禁止区域…具体的には例えば産業道路および那須白河線より上の地域。または標高500M以上の地域。別表第1によれば鳥獣保護区、鳥獣特別保護地区、国立公園、県立自然公園、土砂災害警戒地区、急傾斜崩落危険区域などでしょうか 特別抑制地域…地域森林計画の森林の区域、緑地環境保全地域（禁止という言葉が強すぎるなら禁止区域も特別抑制区域とし80%以上の緑化を義務付ける等規制を強めることは可能と思います）	
45	設置禁止区域を設定すべきである。景観条例にある「景観形成重点地域」と「これと一体的な地域」を対象にしたらどうか。	
46	「抑制区域」では事業を完全に規制できない。明確な禁止区域を設けるべき。町長の許可制では、町長の判断でいかようにもなってしまいます。「景観」という数値に表すことのできないものを守るには、きちんと線引きして、そこにはつくれないという区域を設けるべき。したがって、景観重点区域は事業禁止区域にすべき。区域設定にあたって民主的な町民の目に見える方法で決めていくべき。	

47	本町と同様、観光資源を持つ、つくば市は事業禁止区域、伊東市ほか伊豆地方各市、河口湖町は一定規模以上の太陽光発電設備については首長の設置不同意を条例で設定している。ロイヤルリゾート、観光立町を掲げる那須町にとって景観保全は最重要課題のひとつである。既に、ここ数年の太陽光発電設備設置によって、主要観光区域においても、景観悪化が進んでいる。こうした危機意識は町民だけでなく来訪者にも広がっていることが、那須御用邸下メガソーラー建設中止署名活動において多くの観光客が署名参加したことから確認される。本条例設定にあたり、太陽光発電設備の設置に関しては全面的な木竹伐採が前提となることから、関連法によって木竹伐採行為が禁止ないし規制されている区域に関しては法趣旨通り規制が実施されれば、実質上、設置が不可能であることから、事業禁止区域として、以下の通り設定することを検討願いたい。 ⇒「本条例7条に規定する抑制区域のうち、鳥獣保護特別区、国立公園、国定公園、県立自然公園、景観重点地区およびこれと一体的な区域は太陽光発電設備事業の禁止区域とする。」	
48	第7条 町長は、次に掲げる区域に該当すると認めるときは、本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安心安全な生活環境の保全のために、規則で定めるところにより、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。とあるが、規則で定めるところにより、を削除すべきです。『土地所有者の同意を得たとき』という規則では町長の権限では何もできないことになります。	条例第7条第1項第4号について、下記のとおり修正いたします。 「その他太陽光発電設備設置事業により、事業区域の周辺地域(以下「周辺地域」という)に著しい影響を及ぼす恐れがある区域として町長が認める区域」 条例第8条として、下記条文を追加いたします。 (抑制区域の変更及び解除) 「町長は、必要があると認めるときは、抑制区域の指定を変更し、又は解除するものとする。」 なお、規則第3条第2項については、削除いたします 【修正あり】

49	那須町では規則に定めた18項目の区域指定がありますがそれ以外に「町長は別途、特別に区域を指定することが出来る」との項目、首長の裁量権が他市にはあるのに那須町では省かれています。条文の本体ではなく、規則の第3条の2で「別表1に掲げるもののほか、合理的な根拠を示し、かつ区域内すべての土地所有者の同意を得た時は、町長は当該区域を許可を要する区域として指定することができる」としてありますが「区域内すべての土地所有者の同意を得た時」という縛りをかけるのであるならば、事実上指定は不可能であり区域指定ができない仕組みになっています。町の考えだけで変更も可能なものが規則であり、条文と重みがちがいますが、規則にこれが入っていれば、事実上町長が許可区域を指定できなくなるのと同じです。足利市などにはあるのに、那須町の条例では町長の特別の抑制区域指定権がないといえます。そうすると、あらかじめ規則で定めた抑制区域以外に、新たに乱開発と言えるような開発計画がおこっても、町がなんの意思表示もできません。守るべき自然や安全な住環境を壊す懸念があっても、業者はぎりぎりでも今の法律を守っているのだからと、許可する、なんでも許可になるのと同じになりませんか。どうでしょうか。条例の目的の項で表す「守るべきもの」いわゆる価値観とこの町長の裁量権、いわゆる町としての懸念の意思表示があってこそ町長の許可権、不許可権が生きる、成り立つと言えます。災害や景観破壊が懸念されるメガソーラーの計画区域を含む区域指定を町が新たにすることがありうるのだと、町長がその裁量で新たに区域指定がありうるのだ、との条例を作らなければならないはずであり、今回の条例策定では、積極的に自然、住環境を守ると宣言し、町長の許可権を裁量権とセットにした抑止力のあるものにして、業者にはっきりと意思表示することになる条例にしなければならないと考えませんか。どうでしょうか。
50	「抑制すべき区域の指定」に町（町長）の指定権を含ませた条例に。町長の裁量条項（指定・変更・解除）を盛り込んでほしい。

51	7条は町長の抑制区域指定権限を規定しているが、施行規則第3条まで読むと抑制区域は別表1に限られ、新区域指定は土地所有者の全員同意という不当に厳しい条件が付され景観重点地区の指定を受けない限り、本条例では実質的に新たな区域指定の道が閉ざされている。太陽光発電設備については地域特性や事情が様々であることから、経産省は「条例を含めた関係法令の遵守を義務付ける」とする指導方針に変更している（改正FIT法施行規則第5条の2(3)、「再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進」（2018年10月15日資源エネルギー庁））。こうした状況変化を踏まえれば、条例制定で先行する県内他市に倣い、地方自治体固有の事情に対応するべく、首長（町長）裁量による抑制地区の指定を可能とする規定を残すのが適当であり、この条項を削除する積極的な理由は認められない。 ⇒①足利市関連条例（平成29年3月）第8条、および日光市関連条例（平成30年4月）第7条等を参考に、本条関連部分を脩文し、別表1に掲げる各区域を記載、その最後に「前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める区域」を設ける。または、 ②本条に修正を加えない場合は、別表第1に「町長が別に定める区域」を追加する。 なお、本規定は重要事項であるため、他市に倣い施行規則（後者②）ではなく条例本文（前者①）に規定すべきである。	
52	中央政策あるいは周辺状況変化等に対応した抑制区域の変更、解除条項がないのは理解しがたい。他市条例においてもこの条項は必須条項となっている。以下を追加する。 ⇒「町長は、必要があると認めるときは、速やかに抑制地区の指定を変更し、又は解除するものとする」	
53	「周辺地域」の定義はどこに書かれているか？	
54	守子温泉下の区域は一景観形成重点地区に該当すると思われるが鳥獣保護区・緑地環境保全地域・土砂災害計画区域・河川区域等には含まれるのか。	個別案件ですので、お手数ですが農林振興課及び建設課にお問い合わせ願います。
55	第7条では、町長の「抑制区域」指定が述べられていますが、「景観形成重点地区」指定の権限が盛り込まれていないのは何故ですか。県内他市条例では認めている例が有るようですが。	景観形成重点地区の指定は、那須町景観条例に定められております。
56	巨大ソーラーパネルの設置は、過疎の地域が狙われやすいため、そういった地域を守る文言が加えられるとよい。	ご意見として参考にさせていただきます。

57	第8条（設置事業の許可等）、第19条（設置事業の届出）について	同じ住所で50キロワット以下に分割されて申請される場合が見受けられるので、これに対する規制が必要である。	一団の土地において、50kw未満の太陽光発電設備を分割して設置する、いわゆる「分割申請」につきましては、経済産業省が審査基準に基づき審査し、認定しないこととしているため、町の条例において、改めて規定はいたしません。 【修正なし】
58		小規模事業者も守るべきことがあります。 1、発電出力が10キロワット未満の場合や規制区域外の50キロワット以下の場合も第7条、第25条の適用が妥当ではないでしょうか規模の規制を逃れるために小分けにして申請する例がみられるようです。これを規制するため、以下の様にしましょう。 2、「同時期または近接した時期に実質的に同一と認められる事業者により発電設備が一体的に設置されるものと認められる場合、またすでに工事が完了している土地の近接地に実質的に同一と認める事業者により発電設備が設置されていると認められる場合は、その発電出力を合算するものとする」届出書の公開…「町長は届け出があった場合、直ちにその内容を公開しなければならない」を入れましょう。	
59		同一地番による49.5kwのいわゆる「分割申請」は目に余る状況である。経産省は2017年より指導を行っているが、経産省の認可事務に依存するのではなく、「現場」である地方自治体として本条例においても分割申請の禁止を明示し、こうした隠れ違法行為の排除に積極的に取り組む姿勢を明示すべきである。以下の防止規定を挿入願いたい。 ⇒「発電出力は同じ又は隣接する敷地に設置する場合はその合計とする」 「なお、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者により、発電設備が一体的に設置されるものと認められる場合、又は既に発電設備の設置に係る工事が完了している土地の近接地において実質的に同一と認める事業者により新たな発電設備が一体的に設置されているものと認められる場合は、これらの発電設備の発電出力を合算するものとする」	
60		50KW未満に偽装する例がある（49KWの設備を連続して設置し、それぞれ別の業者によるものとするケース）ので、偽装を防ぐ手だてが必要。以下の文言を追加する。「50KW未満の太陽光発電設備であっても、同一箇所付近に複数の設備を設置する場合は同一設備に属すると見なし、合算するものとする。」	
61	第9条（事前協議）について	事業者が設置計画を申請した場合、町だけと協議するのではなく、利害関係者とみられる個人、団体に通知し3者にて協議すべきである。利害関係者からの参加がなければこの限りではないとすべきである。	設置事業に係る事前協議は、町と事業者で行うものとし、利害関係者へは事業者が説明することとしております。また、申請予定事業者に対する指導又は助言は、庁内関係法令所管課において確認し対応いたします。 【修正なし】
62		町長に、第8条に定める事項すべてを網羅し得る能力が備わっている保証はあり得ないため、第3項として3町長は、前項の指導又は助言を行なうとき、当該事項を評価し得る能力を持つ者のを関与させなければならない。を追加する。	

63	第10条（説明会の開催等）について	抑制区域以外の区域に対する第20条では近隣住民の理解が必要としながらもっと問題の抑制地域で説明会と協議だけに終わるのは何故か、本末転倒でありまた適切に実施とは曖昧であり誰がそう判断するのか、むしろはっきりと近隣住民の理解と同意を得ねばならないとすべきである。	本条例では、近隣住民の同意まで求めるものではありませんが、説明会の開催、協議を行うことにより条例第6条の設置事業者の責務を果たすよう指導してまいります。なお、条例第20条文中の「当該設置事業への理解を得るよう」は、削除いたします。
64		説明会の開催時期、場所、内容について「事業者は説明事項を説明したうえで、地域住民の意見を十分に聞き、その質問に誠実に回答しなければならない」	
65		規模の大きな設備については説明会だけではなく同意を義務づけるため、下記の文言を付け加える。「また1MW以上の太陽光発電設備に関しては近隣住民の同意を得ることとする。」	
66		施行規則第6条、7条、8条、9条（2－3頁）にも関連するが、時系列的に分かりずらく ①標識の設置は許認可後なのか ②だとすれば第10条の申請予定者はまだ許認可を受けていない業者と理解され矛盾がある ③県指導指針ではなく構想段階から地元関係者に対して十分な説明が必要>としており説明会は事前説明と許認可後の正式説明会がそれぞれ開催されるということを明確にして頂きたい。また、説明会の開催は標識設置後30日以内とあるが14日以内で十分と思料する。	説明会へは、出来る限り多くの関係者の参加が望ましいことから、参加する関係者のスケジュール調整等を考慮し、30日としております。
67	第11条（設置許可の基準等）について	1. 「町長は、自然環境もしくは景観の維持又は災害もしくは生活環境への被害等の発生の防止のため、設置許可に必要な条件を付することができる。」との項目が必要である。 2. 11条1項の最後に2項にある<その他町長が不適切と認めたとき。>を追加して頂きたい。 3. 11条1項の中に 電磁波による被害防止するための措置を盛り込むべきである。（人間、動物、TV、ラジオ） 4. 本条例には審議会の設置に関する項目が抜け落ちているが、首長に許可権限がある以上、チェックする機関は必要かつ、首長に対して意見を云える機関としても必要であり設置が不可欠である。その場合、第11条に5. 「町長は、設置許可する場合には審議会の議を経なければならない」という項目を付け加える必要がある。	第3項として、「町長は、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境等への被害等の発生防止のため、設置許可に必要な条件を付することができる。」を追加いたします。
68		設置許可をするのが町長とあるが、設置するための規則で定める基準に適合しているかどうかは誰が判断するのか、その組織をきちんと作る（設置）ことを明記した方がよい。	
69		10条－2に関わり、（10）を（11）とし、（10）として以下の文言を付け加える（10）1MW以上の太陽光発電設備設置に関して近隣住民の同意を得ていること。	
70		足利市「町長は自然環境、景観の維持、災害もしくは生活環境への被害等の発生防止のための設置許可時に事業者に必要な条件をつけることができる」 那須は削除	

71	《事業許可時の町長による事業者に対する追加条件の規定》他市の例を見れば設置許可条項には、必要と認められる条件を付することができる規定が付随する。重要規定であり、これを削除する理由が見当たらない。同条3項として以下を追加願いたい。 ⇒「町長は、自然環境もしくは景観の維持又は災害もしくは生活環境への被害等の防止のため、設置許可に必要な条件を付することができる」
72	「町長は～略～設置許可をすることができない」とあるが、許可基準を満たしていない場合に許可行為は許されない。明確に首長の不作為義務があるので「することができない」は不適であり、「してはならない」に修正すべきである。
73	「国の事業計画策定ガイドラインの諸条件に適合」とあるが、同ガイドラインP3 尚書きに「FIT法他法令および条例については事業者の責任において確認」、P7「FIT法に基づく認定は～関係法令および条例の許認可を担保するものではない」と記載。また、栃木県はこれを補完するため「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針（平成30年2月）を出し、立地を避けるべきエリアとして「国立公園」「景観重点地区」等を指定するなど、事業者への指導方針を規定している。従って、この条項で「国のガイドライン」と規定すると国と地方自治体との間で循環してしまう。上述のように経産省は地域特性や事情が様々であることから、地方自治体に条例策定を求め、かつ事業者には条例遵守の指導を行っている。法改正により、条例違反の場合の認定取り消し（FIT法15条、同施行規則第5条2(3)）への道筋がつけられたことを勘案すれば、この条項は認定取り消し理由につながる条例違反の抛り所となる重要条項である。従って、この条項は、無用な循環を避けるため「国」を従とし、「本町」を前面に出すよう修正すべきである。参考に足利市の例を記す。 ⇒「市の環境基本計画、景観計画その他の計画（国又は栃木県が策定する計画であって、本市に適用があるものを含む）に適合していること」（足利市条例第17条許可基準等）

74		1項(2)景観規定および同規則10条2項(1)で言うところの「景観形成基準」は景観重点地区を対象としており、そのまま読むと景観形成重点地区にしか適用されない。 1. 先ず、文意が明瞭になるよう記述を修正すべきである。 2. 文意は「許可案件全体(若しくは少なくとも抑制区域全体)に適用」であるのだとすると、以下に修正すべきではないか。 ⇒本条例施行に合わせ、景観条例を改正し、「太陽光発電設備に関する景観形成基準」の適用対象を「景観重点区域」から「那須町全域若しくは本条例の抑制区域」に広げる。 ⇒または、同規則10条2項(1)を以下に修正する 「景観形成重点地区における太陽光発電設備に関する景観形成基準を準用し、これに適合していること」 3. そうではなく、条文そのまま(2項(1)は景観重点地区案件のみ適用)とすると、以下を検討、修正すべきである。 (a)「景観形成基準」はあまりに抽象的で努力規定に過ぎず、中身についてより強度を高め、かつ具体的な規制数値による再検討が必要である。 (b)景観重点地区ではない区域および事業案件については、緩衝帯と原則常緑樹の植栽しかなく極めて貧弱な規制項目しかない。景観形成基準に準拠した景観基準を設けるべきである。	ご指摘のとおり、規則第10条第2項第1号について、下記のとおり修正いたします。 「那須町景観条例(平成20年条例第4号)に基づく景観形成重点地区における太陽光発電設備に関する景観形成基準を準用し、これに適合していること。」 【修正あり】
75	第16条(設置事業の変更許可)について	変更を事業者が提出した場合、町はその内容を公表して意見のない場合に限り許可を行うようにすべきである。軽微な変更を複数回行い最初と大きく違う場合を避けることを担保するために町は都度変更内容を公表すべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
76		「規則で定める軽微な変更」で示す「規則」とは何を指すのか？	本条例施行規則を指します。
77	第18条(設置許可又は変更許可の取消し)について	町が許可を取り消した場合又は、事業者が事業継続を中止した場合、事業者はどのように事業用地の処理を行うか明確にしておく必要がある。最低人工物はすべて除去し除去後の安全対策と自然環境保護を確固たるものにする必要がある。又、それに伴い事業者と係争となった場合どこでこの裁判所で裁定を仰ぐか明確にすべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
78		「(前条第4項において)」とあるが変更許可の際の準用と思われる。前条ではなく「第16条4項」ではないか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。 【修正あり】
79		「第11条第2項の規定により付された条件に違反したとき」とあるが、同項は条件規定ではない。 ⇒「第11条第2項規定各号に該当することが明らかになったとき」とすべきか。そもそもこの規定は不要ではないか	ご指摘のとおりです。条例第11条第3項の追加に伴い、下記の通り修正いたします。 「第11条第3項(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき」 【修正あり】
80		(6)「前条第1項」とあるが、「第16条1項」ではないか。また、(7)「第29条第1項又は第2項」は「第30条第1項又は第2項」ではないか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。 【修正あり】

81	第20条（届出に係る設置事業の周知）について	理解を得るよう、対応しなければならないとは曖昧であり理解が得られない場合はどうなるのか。はっきり同意が必要とすべきである。	同意まで求めるものではありません。 【修正なし】
82		周辺住民への周知について 抑制区域外での低圧50kw 未満の太陽光発電所建設にあたり、事業区域から50m以内の周辺住民への周知が必要か疑問です。FIT法による掲示板が必須事項ですので周知は必要ないと考えます。	第6条 設置事業者の責務に基づき、第10条の規定に準じた対応に努めなければならないとしております。 【修正なし】
83	第22条（太陽光発電設備等の適正管理）について	発電事業を行うもの（以下「発電事業者」という）突然出てくるが、「設置事業者」との関連が不明である。以下を参考に定義すべきところではないか。 ⇒発電事業を行う届出事業者もしくは許可事業者又は変更許可事業者（以下「発電事業者」という）	ご指摘の通り修正いたします。 【修正あり】
84	第25条（発電事業終了時の適正処分等）について	25条の遂行にあたり事業を始めるときは終了時の発電パネルの撤去や現状復帰にかかる費用を算定し、基金として那須町に預託すること、もしくは売電利益から5年以内に基金を積み立てること、というような項目を付け加えないと、会社が倒産したときに現状復帰できなくなる。また、もし会社が倒産したときは土地所有者が発電パネルの撤去費用を支払う責任を持つこと、という項目を加えるべき。	太陽光発電設備の廃棄対策につきましては、FIT法に廃棄費用として、調達価格に資本費の5%の計上が義務化されております。 なお、適正に処分されない場合は、廃掃法等関係法令により対応することになります。 【修正なし】
85		「適正に処分」と書かれているが、放置されている例があり、報告義務・産業廃棄物法違反として告発する必要がある。「及び適正に」以下を削除し、以下の文言に置き換え、また付け加える。速やかに撤去し、「リサイクルを主として処分し、その結果を町長に報告しなければならない。3ヶ月以上にわたって放置されている場合は廃棄物処理法他の法令に従い、告発されることがある。	
86		条例案では現状復帰の規定では事業主体の変更が行われている現状や発電事業終了時のパネル撤去などの廃棄処理が確実に実施され、現状復帰がなされることが担保されない。したがって、事業者が撤去費用を第三者機関への積み立てや供託をする規定を追加すべき。現在、経産省も第三者機関など外部積み立てを含む制度の検討を進めており、国の第三者機関での積立制度が制定されたら、那須町条例に基づくそれまでの積み立てを国の制度に移管するとの規定を加えても良いと思う。	
87		最も問題がある。「発電事業者は設備等を速やかに撤去し、適正に処分しなければならない」とするが他の自治体では事業者が「適正に処分」することなく野ざらし放置の問題が起こっている。20年以上の事業であり終了時の責任者をどのように担保するのか問題は明らかである。そして「原状に回復する措置を講じる」としているが伐採された森林の原状回復など人間にはできない仕業だ。20年の税収は目先の収入、しかし、那須の自然は悠久の時間が造りあげた那須の魅力・財産だ。金銭で売り渡すのはやめるべきだ。	

88	発電事業者又は土地所有者等は、発電事業を終了するときは、当該発電事業区域を現状に回復する措置を講じなければならない。の後に次の文言を追加して頂きたい。「事業者は、この目的の為の資金として、別途町長が定める金額を事業開始以前に、町に供託しなければならない。」 理由：発電事業を終了に際し、当該発電事業区域の現状回復に必要な資金がないという事態が予測されます。そうなると、使用済みパネルが強い有毒物であり、且つ広大な土地が廃墟化する事態となる恐れがある。それを回避するために、事業開始以前に確保すべしという条件を付ける必要があると思います。（経産省も最近事業者はその目的に、準備金の積み立てを義務づける法案を検討中との報道もありますが）、町としてもこの際、この規定を条例に盛り込んで頂きたい。 そうでないと、町が大変な財政負担を負わされることになります。	
89	発電事業終了時の原状回復義務については、「発電事業者又は土地所有者等」とあるが、発電事業者と土地所有者間の私契約に依拠するのは避けるべきであり、ここは一義的に「発電事業者及び土地所有者等」とし双方に負わせる所である。そのように修正願いたい。	
90	太陽光発電所の撤去について 20年後FITの売電期間終了後、仮に撤去ということになっても、廃屋の解体撤去と違い、太陽光発電所の解体撤去は架台、パネル、パワコン、ケーブルなどほとんどが有価物であり売却益との相殺で実質的には事業者負担がほとんどないものと想定します。よって過大な不安要素はないと考えます。	
91	現在、国で対策検討中とのことだが、それを待たず、本町で対応策を講じるべきである。以下の条項を新設する。 ⇒「当該事業者は、発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するため、当該費用について定期的な積立等の計画的な調達手段を講じなければならない。」	
92	那須町「～発電事業者または土地所有者～」に変更。またはを入れることで責任の所在があいまいになった。	下記のとおり修正いたします。 「発電事業者及び土地所有者等」
93	「発電事業者又は土地所有者は」とあるが「又は」ではあいまいな表現なので「発電事業者と土地所有者等」にし、それぞれに原状回復義務がある表現の方がよい。	【修正あり】
94	現状 ⇒ 原状	ご指摘のとおりです。修正いたします。 【修正あり】

95	第30条（命令）について	第29条3項（完了検査不備および変更検査の不備の場合に対する勧告）に従わなかった場合の命令条項が見当たらない。 ⇒30条3項を新設 「町長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは～略～必要な措置を命じることができる」	ご指摘のとおりです。第3項を下記のとおり新設します。 「町長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。」 【修正あり】
96	その他（条例名）について	「太陽光発電設備設置事業との調和」という文言に違和感がある。そもそも文化的な建築物でない太陽光パネルと自然環境、景観等の「調和」などあり得ない。この条例は那須町の自然環境、景観、町民の生活環境を守ることに重点を置いた条例名にすべき。	ご意見として参考にさせていただきますが、観光地である本町の美しい自然環境等の維持、保全を図ることを基本としながら、脱炭素化のために必要な太陽光発電設備を設置する事業との調和を図ることが必要であることから、このような条例名にしたものです。
97		那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置との調和に関する条例（案）ではいけない。当町の屋外広告物条例には、「必要な規制を行い、以て良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とする。」とある。太陽光発電設備設置は、屋外広告とは比較にならないほど「良好な景観」「風致」「公衆の生活環境」に大きな影響を与え、あるいは危機的な影響をもたらす。まず、景観・風致・公衆の生活環境への否定的影響を規制する態度を明確にするべきである。このままでは屋外広告物条例と著しく「整合性」を欠く。 「那須町の自然環境、景観等を保全し公衆生活への被害を防止し太陽光発電設備設置に必要な規制行う条例」とすべき。	【修正なし】
98	その他（審議会の設置）について	事業は広大な敷地を伴うのであり、町の将来像にも影響を与えるものである。従って、町は当該事業を審査する、町当局、有識者、当該住民代表などからなる「審議会」を設置すべきである。 第3条 町は、第1条に定める目的を達成するために、「審議会」を設置し、この条例の適性かつ円滑な運用に必要な措置を講じるものとする。審議会は、町当局、有識者、当該住民地区代表で構成する。町長は、事業者から届出があれば、審議会に諮問し、その結論を尊重しなければならない。とすべき	技術的な検証を行う審議会は設置しませんが、新たに抑制区域の指定を行う場合は、景観審議会又は環境審議会の意見を聞くものとし、条例第7条第2項として、下記条文を追加いたします。 「町長は、前項第4号に掲げる区域の指定を行う場合においては、那須町景観審議会又は那須町環境審議会の意見を聞かなければならない。」
99		太陽光発電設備に関する審議会を設け、町長への監督、諮問、調査を担わせる。	【修正あり】
100		町長に「不許可」が有る以上、町長による恣意的な運用を監視する組織（審議会等）が必要だと考えます。那須町の条例にないのは何故ですか。（他市には有るようですが。）	
101		首長許可制を取りながら、重要事項(第7条（抑制区域）、第11条（設置許可基準）ほか)の承認、審査、諮問、調査を司る所管審議会がないのはあり得ない。町議会のチェックは行政執行段階でのものとは機能を異にするものであり、また特に専門性を問われることからこれを補完できるものではない。所管審議会を設置し、関連条文（審議会役割・構成、区域指定、許可/不許可承認、細則等）を整備修正すべきである。なお、経費配慮の問題であるなら重複点が多い景観審議会と併任とし たらどうか。	

102		県内の条例では足利、日光などこの条文の最後の部分に審議会が設置されています。市長が委嘱する委員、学識経験者などで構成される審議会です。例えば足利市では市再生可能エネルギー発電設備設置審議会、日光市では市太陽光発電設備設置審議会などです。しかし那須町では審議会設置の項がありません。なぜ削除されている点について聞きます。町長が指定された抑止区域以外に、自ら区域を新たに定めることがありうると意思表示する「裁量権」が那須町では盛り込んでいないので、裁量発揮の根拠の一つとなる審議会の設置も不必要なのです。裁量権発揮を可能とする、町長の抑止区域指定の権限を明記すること、および審議会をそれとセットで設置する考えはありませんか。	
103	その他	既存のソーラー発電設備についても、この条例の事項を準用し、適用してほしい。私の住まいは、大沢地区になりますが、相鉄別荘地の西側、御用邸との隣接地付近に、ソーラー発電設備が既に建設されています。さらに、建設途中で、土台だけ建設され放置された物件。さらに森林伐採のみされ、荒地のままの場所が有り、ソーラーパネル以上に景観を損ねています。このような事業者に対する、指導は適切に行われているのでしょうか。	県と合同で、太陽光発電施設に係る安全パトロールの実施、及び関係法令に基づく指導等を行ってまいります。
104	その他（着手済み事業に対し、土地所有者等に対する求め）	足利市条例に盛り込まれた「条例施行前の案件」に対する指導指針。遡及的措置であるため法的拘束力は疑問だが、これだけの発電設備が既に稼働している状況を勘案し、是非、盛り込んでいただきたい。 ⇒「町長は、設置事業（この条例の規定により許可を受けて行う設置事業又はこの条例の施行前に行われた設置事業若しくはこの条例の施行の際現に着手している設置事業であって、その設置事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるもの）が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずる恐れがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置を採ることを求めることができる」（足利市条例第31条）	地方自治法の規定を遵守し、遡及は行わず、条例施行後の事業を対象といたしますが、条例施行前であっても、出来るだけ条例の趣旨を踏まえた指導に努めます。 【修正なし】
105	その他	条例施行の周知期間は 那須町という地域社会では3か月で十分と思料する。（他市にても6か月以内の例あり、最短2か月半程度）	2019年6月議会に上程し、4ヶ月の周知期間を経て、10月1日施行といたします。

106	その他	平成10年に発生した那須水害は余笹川など河川流域に甚大な被害を与えたこと記憶に新しいところです。このような災害を二度と繰り返さないよう、那須町としても対策を取られているものと思います。一方、余笹川上流地域ではすでに太陽光発電事業者により大規模に森林が伐採されており、現状においても豪雨災害が発生する危険性が格段に増大しているものと危惧されます。更に大規模な太陽光発電事業が計画されていることもあり、自然災害を防止する観点から無秩序な太陽光発電事業を規制することは喫緊の課題であると考えます。那珂川地域森林計画のなかでも「無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります」と述べられているとおりです。町の条例案では災害を発生させない処置についてこと細かく規定されておりますが、その条例に基づき設置された森林伐採を伴う太陽光発電事業区域に起因する災害が発生した場合には、その責任が事業者から町に転嫁されるという二面性があることを考慮されねばなりません。又、大規模な森林伐採に対応する防災措置は各地における自然災害の実例を鑑みると、多大な費用が必要であり、その実現が経済性を追求する事業において実際的なのか議論を要するところです。従って、その解決方法として県が定める地域森林計画に含まれる森林においては森林伐採を伴う太陽光発電事業は規制することを明確に規定すべきです。尚、抑制区域やその他の区域において、10kw以下の事業について許可不要となっておりますが条例の趣旨を考えると、その設備が発電事業に供されるものかどうかで区別されるべきであり、出力により許可不要とするのは問題が多く適切ではないと考えます。	ご意見として参考にさせていただきますが、現状では林野庁通達の設計基準により審査を行っております。詳しくは、農林振興課へお問い合わせ願います。
107	その他	日本（地球）全体の方向性としては温暖化防止のため太陽光発電の設備は必要と考えます。ただし、その設置場所や規模の点では別の観点からの発想も大事であるし、地域住民の意見を最大限尊重すべきだと思います。今回問題になっているのは天皇家御用地に近接した所で、それも30ヘクタールほどの規模であると聞きました。このような場所にこれほどの規模の設備ができれば、那須の景観が壊されるし、森林伐採による自然破壊と災害（水流の変化、土砂崩れ、生態系の変化等）が生じる危険があります。発電設備設置からくる収増によって町の財政は助かる面もあるとは思いますが、長期の展望に立つと、町全体と住民にとってマイナスになると考えます。場所と規模というこの2つの点で合意を得る必要があるのでは。	ご意見として参考にさせていただきます。
108	その他	那須の素晴らしい自然と景観に魅力を感じ、平成3年那須町寺子丙に別荘を建て毎週末那須通いをし、約3年前現在地に移住をしました。日常の生活道路脇でもソーラーパネルが点在し、特に近年増えたと感じております。福島原発事故で、人類が未経験の出口の見えない終息方法等々、確かに再生可能エネルギーは、これからの電力事業に必要なのは理解出来ます。しかし、那須町では過去に大水害もあり、これ以上の環境破壊は止めてほしいと思います。また、観光資源としても美しい景観と自然環境は必要不可欠と感じます。自分と同じく、那須に魅力を感じ訪れる観光客を失望させない為にも那須町として毅然とした対応を、そして条例を作りあげてもらいたいと切に願っています。	

109	その他	条例案・施行規則案ともかなり細部にわたり他市町村の条例(案)も参考にされながら十分に練られたものと感じられますが全般に渡り曖昧な所も多くもっとはっきりと認否を明らかにすべきと考えます。 栃木県条令より進歩したものにして頂きたいと切に望みます。何よりも那須町の自然・環境・景観・観光・生活を守るためであり全国に先駆けまた称賛されるような条例を行政・住民一丸となって作っていきたいと念ずるものであります。 蛇足ですが何れの条例も余りにも煩雑また読解に苦しむところでありますがせめて名前だけでも注目に値するような例えば 那須街道とロイアルロードから見える所にソーラーを禁止する条令とか 恋人の聖地展望台から見渡せる所にソーラーを禁止する条令とかにすれば全国的にも注目され観光客も増える一助にならないでしょうか。
110	その他	足利市と同内容にしないと、実質的な効果は期待できないと思います。肝心なところを削り過ぎではないでしょうか。特に景観重点地域は事業禁止区域とすべきだと思います。
111	その他	基本理念を条例に盛り込まなかった理由が判然としない。追加すべきである。
112	その他	那須町は町内に設立される太陽光発電事業については、景観条例と同施行規則に基づき、事業者に適正な指導をしていると議会などで述べている。しかるに、実情は町内、全体に太陽光発電施設が拡大し、「りんどう湖」付近など目に余る状況になっており、那須町そして基幹産業の観光にとって不可欠な豊かな自然環境と雄大な景観が損なわれている。景観条例の規定が不十分、あるいは規定が適正に運用されていないことによるものと思われる。現在、検討されている「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の策定にあたっては、町長以下、役場の関係者の皆さんご自身が十二分に納得がいく内容のものなるよう英知を結集していただくとともに、迅速な制定と施行並びに施工後の的確で厳正な運用を図っていただけるよう切にお願いしたい。また、問題が生じるたびに既存の条例の手直しや当該問題のみに対処するための条例を制定するようなやり方ではなく（モグラ叩き状態に陥りかねないので）、那須町の生命線である自然環境（そのコアである樹木など）と素晴らしい景観を将来の世代に継承するために、その骨格となる『環境条例』の制定の実現を目指して欲しい。

113	その他	太陽光発電事業はすでに那須町の各所において展開されておりますが、自然豊かな高原リゾートという那須町の特性を考えれば、観光事業にとってその景観の保全は非常に重用で、観光に立脚した多くの事業が展開されている所以でもあります。さらにそのような環境を求めて多くの方々が当地に別荘を保有したり、移住し自然豊かな生活を享受されております。しかしながら、太陽光発電設備が例えばペンションに隣接し設置されたり、個人住宅に隣接し設置されている事例が多く見受けられ、このことが観光事業者や住民に不利益や不都合を与え、結果として事業の停滞や住民活力の低下を引き起こさないか危惧されます。ひいては事業撤退や住民の減少にもつながりかねず、那須町の活力低下にもつながる恐れがあります。条例案１１条１項（１０）では説明会や協議が適切に実施されていることを条件としていますが、協議が不調の場合は適切に実施されていないと解釈されるのか、不調の場合についての対処が不明です。那須町行政にとって町内住民の安心、安全な生活の向上は最重要な課題の１つと認識しておりますが、その前提に立った場合、発電事業予定地の近隣住民等が事業実施に同意することが、最低限求められると考えますので、条例についてもその趣旨が反映されるべきと考えます。
114	その他	事業者と町との協定書の作成…事業者は地域住民の声を十分に聴き、町と発電設備の設置、運用、管理について協定を締結するという事項を入れられないでしょうか。これにより事業者の義務全般について具体的にすることが可能と考えます。その中に防災対策、安全確保、設備の内容、災害時の対応、設置資金や撤去費用について、そして必要な事業譲渡された場合に承継する事業者が当該協定書を履行すべき地位を承継すること等を規定しましょう。
115	その他	太陽光発電所建設にあたり自然景観と調和を取っていくことは十分可能なことだと考えております。豊かな自然を身近に感じられる場所として那須の地に足を運ばれる方々にも満足いただき、太陽光発電事業者にも一定の配慮をした条例案でなければならないと思います。景観に関する見方は十人十色主観的なものと考えますが、今回の条例案では調和とは詠いつつも基本的に太陽光発電所は規模の大小を問わず自然景観を阻害するものとしての一方的な位置づけがされているように思われます。FIT法による再生可能エネルギーの中でも、とりわけ太陽光発電所のみが標的になっているようで納得がいきません。さらに景観を問題視するのであれば那須のあちこちに散在する土地ブーム以降のいわゆる別荘廃屋問題への対応の方が急がれると思われ、早急に対策を進めるべきと思います。

116	その他	太陽光発電所の区域と規模について 太陽光発電所設置区域につきましては抑制区域として農地が入っていることには反対します。 農水省でもソーラーシェアリングを認証している以上、抑制区域にいれるべきではないと考えます。 抑制区域は基本的に現状の自然景観を保全する必要が認められる区域に限定すべきと思います。 太陽光発電所の区分については通常、大分類で低圧(発電出力50kw 未満)、高圧(発電出力50kw 以上)、特別高圧(発電出力2000kw 以上)に分けられますが、低圧発電所と高圧発電所だけを比較しても発電出力、規模、保守管理体制等主だった部分だけでも相当な違いがありますので条例案で示された発電出力での区分には違和感があります。 低圧と示せば発電出力は必然的に50kw 未満、高圧、特別高圧と示せば50kw 以上となりますので低圧、高圧、特別高圧の提示方法で良いのではと思います。
117	その他	太陽光発電所の町への寄与に対する認識について いわゆるメガソーラーだけでなく数ある低圧太陽光発電所が町に多大な寄与をしている点(固定資産税、資産課税、法人事業税等)の認識が不足しているように思われ条例案においても再生可能エネルギー太陽光発電所による町への貢献度に対しての配慮がほしいと思います。
118	その他	太陽光発電所建設に伴う樹木伐採について 太陽光発電所建設に伴いある程度の樹木伐採は避けて通れませんが、問題は伐採量でなく、伐採後の土地利用法と伐採材の有効活用だと思います。 伐採後の土地利用法については、太陽光発電所建設が今後の町の発展や住民の方々の生活を脅かすものではなくエネルギーの地産地消といった観点からもむしろ積極的に推し進めるべきと考えます。 樹木伐採が必ずしも森林破壊、自然破壊には当たらず伐採材の有効活用(建築材、パルプ材、チップ材、薪材、炭材等々)を義務化していくことにより森林の荒廃、間伐材の放置等防ぐ手だてになるのではと思われます。
119	その他	既設太陽光発電所との整合性の問題 抑制区域内の既設太陽光発電所、特に国立公園隣接地の既設太陽光発電所との整合性を図る必要があるのではないかと思います。
120	その他（基本理念の追加）	観光立町を掲げる本町にとって、自然環境、景観保全の重要性については景観条例、景観計画に謳われているところである。本条例でも、自然環境、景観保全に対する基本理念を掲げあらためてその意志と基本姿勢を表明するべきである。

121	その他（景観条例との整合性、景観基準の重み付け）	現在、景観重点地区だけに「太陽光発電設備に関する景観形成基準」を適用しているが、本条例策定にあたり、自然環境保護、景観保全の観点で重複する景観条例との整合性をとるべきである。以下2点を記す。 (a) 現行の「太陽光発電設備景観形成基準」は努力目標的なもので実効性を欠く。また、本条例との整合性も欠く。 ⇒景観形成基準の改定が必要でないか。 (b) 本条例案では、50kw 以上の発電設備についても要許可としたため、一般許可案件と抑制区域案件との許可基準に差がなく、抑制地区指定の意味合いがなくなり、極めてバランスの悪いものになっている。 ⇒景観重点地区、抑制地域、一般地域の許可案件について、重度に応じて景観基準の重み付けを行うべきでないか。
122	その他（抑制区域の景観基準の強化）	“観光立町”を掲げる那須町でありながら、本条例での11条許可基準で定める景観対策等中心にした基準は他市と比較して極めて貧弱である。あらためて、以下の盛り込みを検討いただきたい。 (a) 太陽光発電設備の相互間隔は水平距離で1キロメートル以上。 (b) 現況地盤勾配30%以上の場合は区劃系性質の変更を行わない。 (c) 外縁部に5メートル（5ヘクタール以上で県道に接する場合は10メートル）以上の緑地帯を確保し、中高木樹種を植栽。 (d) 現地形を変更する土地の面積割合（開発率）は、国立公園特別地域は40%以下、その他の地域にあつては60%以下とする。 (e) 残置または造成する森林率は50%以上とする。 (f) 周辺部に幅30メートル以上の残置または造成森林を確保する。 (g) 植栽は①事業区域内の表土を活用、現存樹木を移植、環境に適合した樹種選定、野鳥・小動物のため結実花木を選定。 (h) 主要な眺望点や主要な道路からの眺望景観を著しく阻害しないこと。 ⇒なお、（d）残置森林率については、特に景観保全および事業者に対する経済効果等から抑制効果大であると思われる。伊豆半島各市のほか、兵庫県が条例（2018年3月）に盛り込む（一定規模要件のもとで区域内60%、国立公園、国定公園、県立自然公園内は80%以上を規定）等、先例があるので必須規定としていただきたい。 ⇒また、（h）眺望ポイントについては、那須町にとって百名山として認知度の高い「那須岳からの眺望」と「那須岳への眺望」は那須高原を代表する観光客への訴求ポイントであり、必須規定とすべきである。

123	その他（条例限界についての解釈及び中央での政策環境変化、条例策定基本姿勢について）	条例限界の判断基準として「徳島市公安条例事件判決」の判例が持ち出されるが、これは国の法令の規定がない場合であって、意図的に規定欠如状態を放置すべきとするような例外的な場合を除き、許されると解され、趣旨、目的、内容及び効果を比較して双方に矛盾及び抵触がないと判断されるかが基準となるという解釈があること、また環境規制に関しては横出し、上乗せ規定が一定の範囲内で許されている事例があることを挙げられる。太陽光発電設備他再生可能エネルギー発電設備は新たな分野のもので、関連法例の中で必ずしも明確な区分が定まっていないことから、上述の「徳島市公安条例事件判決」に提示された判断基準を適用するのは適当ではないと考える。⇒複数の法見解を確認願いたい。 特に自然環境、景観保全に関しては、甚大な影響を及ぼすことが認識されているにも関わらず、太陽光発電設備の設置行為に関する規定がない状況で景観問題を一律的に扱うことが困難であることから経産省も改正FIT法や事業策定ガイドラインにおいて、各地方自治体固有の状況に基づく条例での対応を促し、条例違反の場合、事業認定の取り消し措置を盛り込んだ経緯にある。早速、経産省は本年1月11日に、伊東市で計画中のメガソーラー建設に対し、事業者に対し、条例違反を認定の上、改正FIT法に基づき改善命令を出し、また命令に従わない場合、最終的に事業認定の取り消しにつながるとした（2019年1月15 日経産省資源エネルギー庁答弁、及び1月17日日本経済新聞）。なお、頻発する各地からの自然景観の破壊苦情のための地元共生問題や未稼働案件対策など他諸問題につき、2020年末をめどに FIT 法の抜本的な見直しが予定されている（2018年5月20日経産省HP）。また、環境省においては大型太陽光発電設備に対する環境アセス適用に関する審議が最終段階にあり、2020年には施行予定とされ、静岡県はこれを待たず、メガソーラーの建設を食い止めるため、条例アセス導入を決定している（2019年3月施行予定）こうした状況を考慮すれば、行政訴訟リスクの回避にのみに焦点をあてるのではなく、中央での政策変化に柔軟に対応できるよう、条例策定にあたっては先行する他市町の事例を考慮に入れつつ、現行法規解釈の中で最大限の努力をすべきである。
124	その他（周知期間）	経産省による未稼働案件に対して認定取り直し作業の結果、2019年度上期は建設ラッシュになること、また、本町での条例制定を避けるため、駆け込み申請が増加することが予想される。こうした事態に対応するためにも、可能な範囲で周知期間を短縮し、条例の早期施行することが必要ではないか。⇒駆け込み申請を防止するためにも周知期間は多くの市で事例がある3ヶ月としていただきたい（2019年3月末公布として、7月1日施行）。 《参考》日光市（公布：2017. 12. 18、施行：2018. 4. 1）伊東市（公布：2018. 3. 26、施行：2018. 6. 1）伊豆市（公布：2018. 7. 3）

125	その他（全体を通して）	未稼働案件の処理問題により、2019年は太陽光発電設備の建設ラッシュとなることが予想され、那須町も同様の状況になることが懸念される。一方、太陽光発電設備による本町の景観悪化はここ数年で想像を上回るスピードで進行している。今のところ、観光客数には明確な数値として反映されていないが、御用邸下メガソーラー建設中止署名の結果をみれば、観光客の関心度が高いのは明らかである。このまま景観悪化が進めば、早晚、観光客数に影響が出るのは避けられないと認識すべきである。全国メガソーラー問題中央集会は経産省に提出した要望書（2019年1月15日）で「地方公共団体の条例を含む関係法令の遵守および同意を事業認定要件とする」ことを求めている。一方、経産省関連審議会の議論では、自然破壊、景観問題や認定要件に関する抜本改正はまだ見えておらず、苦情センターによる情報収集、改正FIT法による条例遵守の明示、地元との共生の強調、および地方自治体による情報連絡会の創設にとどまり、伊東市ほか係争結果を含め、抜本改正に向け状況推移を測っている段階と思われる。本町にとって将来的な死活問題となる太陽光発電設備設置の抑制は当面、改正FIT法による条例違反による認定取り消しの道によるしかないが、抜本改正にあたっては一律的な景観基準の設定は非現実的であることから具体的な基準は地方自治体に任されることになると考えられる。これを勘案すれば本条例策定では行政訴訟リスクを怖れるのではなく、事業禁止区域設定を意識した上で関連法令の解釈運用の中で規制強度をいかに高く維持するかに傾注すべきである。つくば市、伊豆半島各市、河口湖町の関連条例は言うに及ばず、本条例案は先行する県内他市の条例から多くの条項が改変されており、太陽光発電設備抑制の点で後退的と言わざるを得ない。修正を望みたい。
126	その他	全国の山を歩き、日本の自然景観をこよなく愛し続けてきた結果、那須の素晴らしさに感動してこの地を終焉の地として13年前から永住している者です。今回の池田地区における大規模太陽光発電所建設事業者は、その土地所有者の同意のもとすすめようとする計画であるにせよ、全国的にも有数の自然景観、貴重な動植物の生息地を破壊して取り返しのできない自然の営みを失わせることは黙過できません。企業利益優先のこうした乱開発の動きの中で、那須町では一定の歯止めとしての「条例（案）」が提示されましたが、日光国立公園指定の区域から少しでも外れればよいとする区域指定では那須の景観は守れません。県内各地でも自治体による規制条例はつくられつつありますが、例えば、足利市などの「市長は、自然環境、景観の維持、災害もしくは生活環境への被害等の発生の防止のため、設置許可時に事業者に必要な条件をつけることができる」として首長の役割を発揮することが可能な条項が明記されているが、那須町では事業者に対する追加的条件を要求する条項が明記されていない。これでは事業者が何の規制もなく住民、町民の心配する自然破壊、土砂災害などのリスクを伴う大規模開発を自由に進めることになりかねない。那須町の住民は20年前の豪雨による大災害を体験しているだけに漠然とした規制ではなく、少なくとも足利市なみの条例で、町長の裁量が十分発揮できる条例の改善を強く望むものです。

127	その他	設置事業計画に定めなければならない事項に、Carbon Offset を証する資料の提出も義務付ける。この中には、前項に記載したCO2 発生量の計算およびその根拠となり得る文献等の客観的資料が当然含まれる。	
128	その他	本件に関しては、経産省の発表によると、小規模業者の74%、大規模業者の59%が積み立てをしておらず、放置される可能性が十分あり得ます、そうなれば那須地区の「日本遺産」が鉛、カドミウムに汚染され140年かけて作り上げた地に誰も目を向けなくなる事でしょう。とても寂しいことです。国がどのような対応をするか今のところ分かりませんが、これは那須町独自で条例を作成してください。	
129	規則第3条（抑制区域）について	行規則第3条（1 頁）＜区域内のすべての土地所有者の同意を得たとき＞という条件は全く理解できず削除すべきである。	条例第7条第1項第4号の修正に伴い、削除いたします。 【修正あり】
130		「合理的な根拠を示し、かつ区域内全ての土地所有者の同意を得たときは、」という内容は、要件が厳しすぎる。「合理的根拠」とは何かアイマイだし、全員の合意があっても「根拠なし」と見做しうると言うことになる。全員が設備設置に反対している場所でも業者が根気強く説得すれば良いというのでは地域の和を壊すことを行政が認めることになる。従って「合理的な根拠を示し、かつ」を削除する。	
131		県道「矢板那須線（30号）と県道「那須西郷線（68号）」より那須山側の那須町域部分については「抑制区域」に編入すべき（少なくとも那須西郷線の山側部分は）。このエリア全体を「自然環境ゾーン」として最重点で保全することが必要と考える。	
132		抑制地域に「採草用地」を入れましょう。那須町の景観に大きく影響します。「抑制地域に隣接し、これと一体となっている地域」を入れましょう。この条例の表現は「事業者がまもるべき事項として」「以下の土地には発電設備を設置してはならない」とするのは如何でしょう。	
133		（原文）2 別表1に掲げるもののほか、合理的な根拠を示し、かつ区域内全ての土地所有者の同意を得たときは、町長は当該区域を許可を要する区域として指定することができる。この条項の考え方は大変良いと思いますが、上記案文中、「かつ区域内全ての土地所有者の同意を得たときは」の文言は、折角の良いアイデアを台無しにしてしまいます。是非、この部分を削除してください。 理由：町長が特定の場所は、町の公正な判断として、当該工事の建設は不適当と判断する場所に対し、その地域の地権者の中に、自身の利己的な目的の為に、従わないことは、大いに想定できる。そのために、公共の利益の為にしようという政策が阻止されるならば、主客転倒であり、が無意味となる。	
134		抑制区域が「～かつ区域内全ての土地所有者の同意～」を得たときになっていて、実質的に不可能である。	

135		「抑制区域」の指定に、「区域内全ての土地所有者の同意」を条件としていますが、建設地域内の住民間に発電設備建設について意思の相違が有っても、「抑制区域」にならないのはおかしいと思います。住民相互の不信と争いを招く可能性が大きい。しかもソーラー発電自体の抑制効果が乏しい。	
136		「別表1に掲げるものの他、合理的な根拠を示し」とあるが、合理的根拠は、本条例7条1項（1）～（4）に示されているので、ここで繰り返す必要はない。なお、町長裁量による地区指定は重要条項であり、その決定については専門審議会を設け、これによって妥当性の検証が行われるのが望ましい。	
137		「別表1に掲げるもののほか～略～かつ区域内の全ての土地所有者の同意を得た～」とあるが、同じく私的財産権規制を含む「都市計画に関する住民合意」を例にとると、高度の関係住民賛同率を求めるものの、地権者全員の同意を規定する事例はない。地域指定に係る公共利益と私権制限についての合意基準については未だ定まっていないと認識されている。例えば、住民による都市計画提案の場合については、景観法第11条3項では、3分の2以上（総面積）の同意を持って多数合意の基準としている。これを参酌すれば公共的利益の側面を持つ都市計画や、私権侵害の一方で自然環境や景観破壊につながるものが明白である場合、あるいは多数地権者が観光業従事者であり区域指定による景観保全を望む場合等、多数者に対する一個人による絶対的な拒否権につながるような「全員の同意」に合理的な根拠はない。なお、全員同意を要件とする規定は、対象者が極めて限定的な景観重要樹木あるいは重要建造物指定他個別財産に対する（景観法第11条）ものであるが、地域指定に係る規定で「全員の同意」を求めるものは見当たらない。よってこの「全員の同意」を求める許可条件は不相当であり、削除すべきである。それでもなお、この「全ての土地所有者の同意」の規定を残すのであれば法的根拠、あるいは事例等を示していただきたい。	
138	規則第4条（許可の申請）について	種々の図面提出の折、町が定めた計算基準に基づきその安全性、耐久性を明示できる計算書を提示するよう明確化すべきである。特に風雨に対する計算が必須と考える。	提出いただく書類に含まれております。 【修正なし】
139		以下の項目についての種類の提出も必要ではないか？ 1) 設置後のリスク要因の一覧とその対策／見解を示した書類 2) 伐採する樹木の面積（(6)、(7)の図書に含まれているのかも知れないが）	
140	規則第9条（近隣住民等との協議）について	施行規則案では近隣住民等の意見申出書に対して業者が見解書を提出し説明と理解を十分に得るとなっているが理解が得られない場合はどうするのか、はつきりと同意が得られなければ認可しないとすべきである。	同意まで求めるものではありません。 【修正なし】

141	規則第10条（設置許可の基準）について	緩衝帯は原則常緑樹とあるが生物との共生を考える場合、落葉樹と常緑樹の混合緩衝帯とすべきではないか？また常緑樹でも松は害虫被害を考えると植えるべきではない。また、植える木は幼木ではなく成木を植えるよう義務つけるべきだ。	指導の際の参考とさせていただきます。 【修正なし】
142		事業区域内の樹木の伐採は最小限の範囲とする・緩衝帯を設けると言う事になっているが、事業区域が樹木（特に広葉樹）茂る広大な面積の場合、大量の樹木の伐採が避けられない。町の自然環境のコアともいえる森林を保全するために、樹木の伐採を伴う場合は、それと同等～6倍程度の面積の植樹or既存森林のメンテナンス（間伐、枝切、下草刈など）を事業者に義務付ける条項を加えて欲しい。その対象となる土地や森林は民有地や町有地を問わず。	
143		環境保全、自然保護のための条項を追加する。「必要最小限」では歯止めにはならない。以下、付け加える。「また隣接する場所に、伐採した樹木の二倍に相当する樹木を植林すること。」	
144		那須町は140年の歴史と文化財群の整備・活用することで、それを観光資源として地域活性化を図ることを提唱し平成30年5月24日に「日本遺産」に認定されています。今回、太陽光発電設備を設置するに当たり、那須町が制定した「景観形成重点地区」をもとに認可してきたことと思いますが、この「景観形成重点地区」を決め方に疑問があります。区域はあくまで机上で作成されたのではないですか？国立公園、地区、主幹道路から500mだけでは片手落ちです。観光を売りにしているわけですから道路上の地上目線からだけではなく、標高の高いところから、例えば那須岳山頂、八幡ツツジ山、那須御用邸他名所から下界を見下ろして見て自然環境や景観が損なわれるようなら設置許可しないなどの対応してほしいです。さもないと、せっかく「日本遺産」に来ていただいた方々の期待を裏切ることになり失礼になることは必至です、是非ご検討下さい。	
145		・・・原則として常緑樹・・・ではなく常緑樹を植樹することを強制する、とする。これらの検査する職員は、当然それなりの教育を受けた資格保有者を選任してくれることを望みます。	
146		緩衝帯の外周に常緑樹を植栽することに賛成です。しかし外部とソーラー発電設備を遮蔽するには、植栽する樹木の種類だけでなく、高さの規定が必要だと考えます。（植栽時樹高2.0m以上）	
147		「緩衝帯の外周は、原則として常緑樹を植栽すること」とあり、これは条文中、許可案件全てに適用されるはずだが、《概要5（ウ）》に「景観形成重点地区内では、原則として緩衝帯の外周に常緑樹を植栽するよう指導する」と注記してある。これでは常緑樹の植栽は景観形成地区のみの適用になると読め、また単なる指導であり、許可基準ではないと受けとることになってしまう。以上より、本規定及び《概要5（ウ）》の本意、解釈を説明願いたい。	

148	景観条例の「太陽光発電施設に関する景観形成基準」努力規定におわり、全く実効性がないのは惨憺たる現状をみれば明らかである。については以下を検討願いたい。 1. 本条例規定と整合するよう景観形成基準を改定し、かつ適用を許可案件全てに広げるべきではないか。 2. 複数の観光関係者に聞いたところ、緩衝帯の植栽に常緑樹をあてることについてはことのほか評判が悪い（スーパーで展示販売されるコニファー小木で、那須地域の気候にも合わないため多く枯死）。⇒「緩衝帯の外周は環境に適合した中高木樹種を植栽する」に変更する。 3. フェンスは茶色にしたところで、景観阻害物に他ならない。電事法との絡みがあるのかも知れないが、事業区域境界には植栽を施し、フェンスはその内側に設置することを皆（観光業従事者、一般町民、観光客）、望んでい。是非、条例化を検討願いたい。 4. 百名山の那須岳は御用邸と並び那須町のシンボルであることに異論はないだろう。以下を追加。 ⇒「那須岳からの眺望及び那須岳への眺望について、眺望を著しく阻害しないこと」 5. 以下を追加する。 ⇒事業区内の森林を転用する場合は、次によること （ア）事業区域内の森林面積に対する残置又は造成する森林の面積の割合は、原則として50%以上とすること。この場合において、事業区域内の森林面積に対する残置又は造成する森林のうち若齢林を除いた森林の面積の割合は、原則として40%以上とすること （イ）周辺部に原則として幅30メートル以上の残置又は造成する森林を確保すること。（「森林開発行為の許可基準の運用細則について」平成14年林整治第25条より援用、兵庫県および伊東市が採用）
149	「必要最小限度」の判断基準は？
150	県内他市では「事業区内の法面勾配に関する規定」条項があり、県外でも一般条項だが、本条では削除されている。削除理由を明示いただきたい。なお、本規定は必須規定であり、追加願いたい。
151	「必要な排水施設」を明確にするためには「雨量」（時間当たり、総量）などの基準の設定が必要ではないか？
152	県内他市では「事業区内の接道の際の後退規定」があり、県外でも一般条項だが本条では削除されている。削除理由を明示いただきたい。なお、本規定は必須規定であり、追加願いたい。
153	措置が必要かどうか、近隣住民等への影響は申請時の書類で判断できるのか？
154	太陽光の反射、設備からの騒音は申請時の書類で判断できるのか？
155	（4）に続き、（5）を追加する。（5）太陽光発電設備で除草剤を使わないこと。但し、近隣住民の同意を得たときを除く。

156	第22条、第23条	定期的点検報告制度を定めるべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
157	その他 工事中の配慮	事業者は必ず窓口駐在者を現地に設け利害関係者とのコミュニケーションを十分図るべきだ。又、実質工事時間帯は日中にかぎり（午前8 時半から午後4 時半）騒音の抑制に努めること。敷地境界戦で50DB 以下に抑える出来である。工事期間中は環境の維持管理に努めることを必須とし、特に水質汚濁、道路清掃に努めることを明確にする必要がある。	
158	その他 工事終了後	地域住民、団体と良好な関係を保てるよう継続的な3 者（事業者。町、地域住民など）協議会を定例実施しその結果を公表するようにすべきである。工事中、終了後を問わず事業者が約束をたがえる場合罰金を科する条文を設けるべきである。	
159	その他	第一種低層住宅地域にいわゆる別荘分譲地が入っていないなら別途設置規制地域に入れるべきである。	